福岡森林施業プランナーの会規約

規約制定　平成２６年７月３１日

（名称）

1. 本会を「福岡森林施業プランナーの会」という。

（会の目的）

1. 本会は、会員相互の情報交換、親睦を図ると共に、知識と技能の向上を図り、森林施業プランナーの地位と資質の向上を図ることを目的とする。

（事務局）

1. 本会の事務局を福岡県農林業総合試験場 資源活用研究センター内に置く。

（会員）

第４条　本会の会員は、森林施業プランナーの必要性を理解し、その業務の改善や能力の向上を目指す林業事業体の職員、及び会の趣旨に賛同する者とする。

（事業）

第５条　本会は、その目的を達成するために次のことを行う。

１）会員の情報交換、交流に関すること。

２）研修会、勉強会等の開催。

３）国、県及び林業関係団体の行う、各種行事への参加に関すること。

４）その他目的達成に必要な事業。

（役員等）

第６条 本会は次の役員をおく。

１）会長　　　１名

２）副会長　　２名

３）運営委員１１名　　 ※（各事業体＋県森連＋事務局）１１名

第７条 役員は、会員の中から選出する。

第８条 役員の任期は２年とし、再任を妨げない。また役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

1. 第９条 役員の任務は次のとおりとする。

１）会長は、本会を代表し会務を処理する。

２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会務を代行する。

３）運営委員は、会の事業運営に当たる。なお事務局を１名配置する。

４）事務局は、会事務及び会計を処理する。

第１０条　本会には、顧問を置くことができる。

　　　２　顧問は、運営委員会や研修会等に出席し意見を述べることができる。

（会議等）

第１１条 運営委員会、研修会は、会長がこれを招集する。

２ 必要に応じ、その他会議を開催する。

第１２条 運営委員会は、次の事項を協議する。

１）研修事業計画

２）その他本会の活動な事項

（入退会）

第１４条 入会を希望するものは、事務局に入会届を提出する。

第１５条 退会を希望するものは、事務局に申し出て退会することができる。

２ 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の承認を得て　退会させること

ができる。

１）本会の名誉を傷つけ、または信用を失わせるような言動があったとき。

２）本会の会員として相応しくないと認められるとき。

（収入）

第１６条 本会の活動は、会員の実費負担、助成金その他をもってあてる。

（会計）

第１７条 研修等事業の収入支出については、帳簿等により会計処理を行い、次回研修時に報告する。

（附則）

事業年度は、４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

なお平成２６年度は、平成２６年７月３１日に始まり、平成２７年３月３１日　に終わる。

福岡森林施業プランナーの会　設立趣旨書

地域の森林所有者を取りまとめ、現況を把握し、将来の姿を提示しながら、施業の収支について説明できる森林施業プランナーは、持続的な林業経営を進める上で中心的役割を担い、その活躍が期待されている。

しかしながら、森林施業プランナーの認知度はまだ低く、組織の中では研修で学んだ知識や技術が十分に発揮できず、さらに個人で技術向上を目指しても多くの困難があり解決策を模索しているのが現状である。

そこで森林施業プランナーの意見交換の場として、知識や技術の研修会などを通じてお互いに研鑽し、業務の中で生じた課題解決に向けて行動するため、本会を設立するものである。

平成26年7月31日

事務局　FAX　０９４２－４５－７９０１

omae-n7041@pref.fukuoka.lg.jp

（福岡県農林業総合試験場 資源活用研究センター　尾前）

福岡森林施業プランナーの会　入会届

平成　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏　名生年月日　　性別 | 昭和　平成　 年　　月　　日生　　　　　男　　女 |
| 所属名 |  |
| 役　職 |  |
| 所属住所 | 〒 |
| 所属TEL |  |
| 所属FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 携帯電話 |  |
| 備考 |  |



